



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

998 災害救助法に基づく救助の実施

(福祉保健総務課) ..... 1

○ 正誤

平成12年7月28日付け和歌山県報第1170号和歌山県告示第722号中

..... 1

## 告 示

### 和歌山県告示第998号

平成23年台風第12号により発生した災害について、災害救助法（昭和22年法律第118号）第30条第1項の規定により、救助に係る知事の職権の一部である、収容施設の供与、炊出しその他による食品の給与等を平成23年9月2日から田辺市長、新宮市長、日高川町長、那智勝浦町長及び古座川町長が行うこととし、救助の実施期間については、災害救助法施行細則第3条及び第14条第1項の規定に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度（平成12年和歌山県告示第722号）の1に定める期間とする。

平成23年9月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 正 誤

### 正 誤

平成12年7月28日付け和歌山県報第1170号和歌山県告示第722号中

ページ	段	行目	誤	正
1	右	下から1	収用施設	収容施設
2	右	上から3	供与	給与
		上から4		
		上から5		
		上から9		
		上から12		
		上から16		